

議 事 日 程 (第 6 号)

令和5年3月16日(木曜日) 午後3時25分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 7号 令和5年度遊佐町一般会計予算

議第 8号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第 9号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第10号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第11号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第12号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和5年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第14号 遊佐町個人情報保護法施行条例の設定について

日程第 3 議第15号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について

日程第 4 議第16号 遊佐町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

日程第 5 議第17号 遊佐町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第 6 議第18号 遊佐町水防協議会条例を廃止する条例の設定について

日程第 7 議第19号 遊佐町における法令遵守の推進等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 議第20号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第21号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第22号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第23号 遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第24号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第25号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第26号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第27号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第28号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 7 議第 2 9 号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議第 3 0 号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議第 3 1 号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議第 3 2 号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議第 3 3 号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 ※予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 2 3 議第 3 4 号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第 2 4 議第 3 5 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
※人事案件の審議及び採決
- 日程第 2 5 議第 3 6 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 ※予算審査特別委員会
 - 議第 7 号 令和 5 年度遊佐町一般会計予算
 - 議第 8 号 令和 5 年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
 - 議第 9 号 令和 5 年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
 - 議第 1 0 号 令和 5 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
 - 議第 1 1 号 令和 5 年度遊佐町介護保険特別会計予算
 - 議第 1 2 号 令和 5 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第 1 3 号 令和 5 年度遊佐町水道事業会計予算
 - ※条例案件の審議及び採決
- 日程第 2 議第 1 4 号 遊佐町個人情報保護法施行条例の設定について
- 日程第 3 議第 1 5 号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について
- 日程第 4 議第 1 6 号 遊佐町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について
- 日程第 5 議第 1 7 号 遊佐町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
- 日程第 6 議第 1 8 号 遊佐町水防協議会条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 7 議第 1 9 号 遊佐町における法令遵守の推進等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

- 日程第 8 議第 2 0 号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第 2 1 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議第 2 2 号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議第 2 3 号 遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議第 2 4 号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議第 2 5 号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議第 2 6 号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議第 2 7 号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議第 2 8 号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議第 2 9 号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議第 3 0 号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議第 3 1 号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議第 3 2 号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議第 3 3 号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 ※予算審査結果報告及び採決
※発議案件の審議及び採決
- 追加日程第 1 発議第 1 号 議第 7 号 令和 5 年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議について
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 2 3 議第 3 4 号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第 2 4 議第 3 5 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
※補正予算の審議及び採決
- 日程第 2 5 議第 3 7 号 令和 4 年度遊佐町一般会計補正予算（第 1 0 号）
※人事案件の審議及び採決
- 日程第 2 6 議第 3 6 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君	
総務課長	佐	藤	光	弥	君	企画課長	渡	会	和	裕	君	君	
産業課長兼 農委事務局長	館	内	ひろ	み	君	地域生活課長	太	田	智	光	君	君	
健康福祉課長	池	田		久	君	町民課長	後	藤	夕	貴	君	君	
会計管理者	伊	藤	治	樹	君	教 育 長	土	門		敦	君	君	
教育委員会	菅	原	三	恵	子	君	農業委員会 会 長	伊	原	ひ	と	み	君
教育課長 選挙管理委員会 委 員 長	石	垣	ヒロ	子	君	代 理	代 表 監 査 委 員	本	間	康	弘	君	君

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広行 議事係長 船越 早苗 主任 友野 友

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時25分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、農業委員会、佐藤充会長が所用により欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上位は自由にしてください。

また、マスクも自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、3月15日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告願います。

高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） 第564回遊佐町議会定例会の運営について、昨日、議会運営委員会を開催し、町長から補正予算1件の追加提案がありました。

議第37号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を本日の日程第24の次に追加し、日程25とし、以下繰り下げることになりましたので、ご報告いたします。

以上。

議長（土門治明君） ただいま高橋冠治委員長報告のとおり、本日の日程に補正予算案件1件を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ないようですので、本日の日程に補正予算案件1件を追加することに決定いたしました。

それでは、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第24の次に、議第37号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を追加し、日程第25とし、以下繰り下げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に日程第25、議第37号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を追加し、以下繰り下げることになりました。

それでは、条例案件の審議及び採決に入ります。

日程第2、議第14号 遊佐町個人情報保護法施行条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 遊佐町個人情報保護法施行条例の設定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第15号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第16号 遊佐町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 遊佐町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第17号 遊佐町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第18号 遊佐町水防協議会条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 遊佐町水防協議会条例を廃止する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第19号 遊佐町における法令遵守の推進等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町における法令遵守の推進等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第20号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

ての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第21号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第22号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第23号 遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第24号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第25号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第26号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第27号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第28号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第29号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第30号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第31号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 遊佐町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第32号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第33号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22、予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件について、予算審査特別委員会、那須正幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(那須正幸君)

令和5年3月16日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

予算審査特別委員会

委員長 那須正幸

審 査 結 果 報 告 書

令和5年3月9日、定例会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算

議第8号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第9号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第10号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第11号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第12号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和5年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

令和5年度遊佐町一般会計予算ほか、6件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれ

も適正なものと同認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計7件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「5番、議長。動議です」の声あり）

議長（土門治明君） 何についての動議ですか。

5番（齋藤 武君） ただいまの令和5年度一般会計予算に対する付帯決議を行う動議です。

議長（土門治明君） ただいま5番、齋藤武議員より令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議を行う動議がございました。本動議の成立については、ほかに1名以上の賛成が必要です。本動議の成立に賛成される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手5名で、以上の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

資料を作成してもらうため、また議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

（午後3時54分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時10分）

議長（土門治明君） 議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協

議の結果について報告願います。

高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） 　　ただいま議会運営委員会を開催し、5番、齋藤武議員から追加提案がありました。

議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議を追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更することにいたしましたので、ご報告いたします。

議 長（土門治明君） 　　ただいま高橋冠治委員長報告のとおり、本日の日程に発議第1号 議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についての件を追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） 　　ご異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についての件を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号 議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についての件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 　　最初に申し上げます。後ほどまた出てきますけれども、大事なことなので、申し上げたいと思います。付帯決議というのは、当遊佐町議会においては私の知る限りほとんどないとは思いますが、ただ、原則といたしましては、付帯ではあっても別個独立の議案です。そして、本議案に賛成するという前提で審議することができる議案というふうに理解しております。先ほどの一般会計予算については全議員賛成でありましたので、全議員が付帯決議について賛否を表明することができるというふうに考えております。

それでは、令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議案に関し、提案の趣旨を説明いたします。

最初に、案文を朗読いたします。

発議第1号

議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月16日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

提出者	遊佐町議会議員	齋 藤	武
賛成者	遊佐町議会議員	阿 部 満	吉
	同	那 須 正	幸
	同	佐 藤 光	保
	同	佐 藤 俊	太郎

(別紙)

議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議

本議案を審査した結果、執行に当たって次の意見を付すので、真摯にかつ確実に、所要の対応をされるよう求める。

1. アワビ養殖実証事業

本事業は平成27年度から行われている。漁村センターを活用し、試行錯誤を経て養殖技術を一定程度積み上げ、地域の話題提供にも寄与していることは認めるところである。

一方、夏場には複数回の大量へい死が発生するなどし、これまでにない気温や海水温の上昇はあったにせよ、当地での経済的な養殖にはかなりの困難が伴うこともうかがえる。

こうした中、令和5年度一般会計当初予算では本事業に対して約1,284万円の事業費支出を見込み、財産売払収入としては養殖アワビ頒布代金を30万円見込んでいる。町は試験研究機関ではなく、財政全体を見ても余裕があるとは言えない。事業開始後2、3年目であればまだしも、現状の収支バランスでは、納税者である町民の理解を求めるのは難しくなっているのではないか。

本来「実証事業」と称するには一定の期限や成果目標などを設定し、場合によっては中止や撤退などの厳しい決断があるべきである。

これらを踏まえ、議会としては以下の対応を求める。

記

1. 町民の理解が得られるような事業の期限と、成果目標を明確にすること。
2. 町民目線で事業の今後の在り方を明確にし、必要な措置を講ずること。

以上、決議する。

令和5年3月16日

遊佐町議会

案文は以上であります。

さて、本件に係る事業は、議員各位には今さら細かく説明するまでもなく、内容をご承知のことと思います。アワビ養殖実証事業は、平成27年度の事業開始以降、これまでの予算や決算の審査でも度々その実情や在り方に関し、質疑がなされてきました。直近の令和4年9月議会の令和3年度決算審査では、議会だよりにより議員からアワビ養殖に関する質疑がされたことが掲載されています。文教産建常任委員会では、去る13日に本事業を所管する産業課の質疑が行われました。私は、これまでの経緯を踏まえ、アワビ養殖に関して新年度こそ具体的な成果目標や期限が示されることを期待して質疑を行いました。それが示されることはありませんでした。同席した私以外の5人の委員のうち、多くの方もそう感じたことと思います。先ほどの高橋冠治委員の質疑でも、そのことがほぼ同様でした。私は、一般会計そのものには賛成しましたので、アワビ養殖実証事業を直ちにやめようというつもりはありません。しかし、目標がはっきりしないまま税金を投入し続けることは適切でないと考えます。新年度こそ当局からは税金投入の意味合いを明瞭にしてもらいたく、付帯決議案を提出しました。税金の適切な使い方というごくごく当たり前のことは、町の全ての施策に共通することです。その意味で本付帯決議案の内容も殊さら特別なことを申し立

てるものではありません。議員各位からは、町議会議員としての良心に従い、虚心坦懐にご判断いただきたいと思います。

なお、付帯決議では、もとの議案には賛成ということ为前提に、文字どおり議案の議決に付帯してつける議会や委員会の意見、要望等に係る決議をいいます。法的拘束力はありませんが、当局は決議内容に沿った事業執行をすることが強く期待されます。遊佐町議会で私の知る限り付帯決議案が提出されたということはほとんどないようですが、他の地方議会では積極的にこの制度を活用している事例が見受けられます。議員としては、使える制度は活用し、町政がよりよくなるよう行動を積み上げていくべきだと考えます。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（土門治明君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） 良心に従いまして質問させていただきます。

先ほどの趣旨説明では、この制度を使って判断していただきたいと、たった今、齋藤武、この場合は議員ですね。発言ありました。正直言いまして、先ほどあったとおりにあくまでも議案に対して決議ありましたので、それについては何ら変わるものでもないし、法的な拘束力もございません。意見の表明だということであれば、それはそれで正式にこういう場で論議になると思います。

ただ、1点だけ質問をさせていただきます。この文書を見ますと、別紙のほうの冒頭に「本議案を審査した結果」という文言がございます。正直先ほど、今日と先日ですか、特別委員会ありました。質疑あったのは、この件については高橋冠治委員からのみであります。そのやり取りを聞いていけば、そんなに意見を付するような状況にもなかつたのかなと、そう思います。ただ、齋藤武議員は文教産建常任委員会に属しますので、質疑できないことは分かります。その中で、この提案者の齋藤武議員、それから賛成者5名いらっしゃいますが、うち総務厚生は2名でございます。残りは、残りって失礼ですが、文教産建常任委員であります。文教産建常任委員会の質疑の中でこういうお話があつて、こういう質問、例えば付帯決議に至ったのか、その1点だけをお伺いします。

議長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 先ほど申し上げたとおり、13日、文教産建常任委員会の質疑がありました。その場で産業課長から説明、そしてその後担当の係長も入っていただいて質疑を行いました。そのとき私を含めてたしか3名の委員からアワビに関して発言がありました。ということであり、文教産建常任委員会の質疑については。なお、念のため申し上げますと、遊佐町議会においては常任委員会とこの予算審査特別委員会の関係がまた一種独特という指摘もあります。常任委員会で質疑をした委員は、特別委員会で質疑できないという構造になっているという特殊事情もあります。ですので、そこら辺も加味して「本議案を審査した結果」という冒頭の言葉を使用しているということでもあります。

議長（土門治明君） 7 番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） ちょっともう一度お伺いします。

最後の1点だけ。文教産建常任委員として立場で質問できないためにこの議会で付帯決議を提案したと、そういう理解でいいのでしょうか。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私は、この場で、特別委員会で産業課に質疑はできないというのは、それは今のところの制度であります。ただ、自分としましては、そもそも文教産建常任委員会での質疑をしたことを今回の予算審査の一部にもし仮に含めないとすると、何のための常任委員会を開催したかということになってしまいますので、私としては常任委員会の審査、当然そこでは決は取っておりませんが、10日、13日の常任委員会の審査も含めてトータルで予算の審査の場であるというふうに考えております。ですので、この場で質疑できないからこれを書いたということではないということでありませぬ。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

8番、赤塚英一議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

8番（赤塚英一君） この決議案に対して反対討論を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

6番（松永裕美君） 反対討論でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 賛成討論です。

議長（土門治明君） ほかにございませぬでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） では、ないようですので、3名によって討論を行いたいと思います。

それでは初めに、8番、赤塚英一議員。反対討論お願ひいたします。壇上のほうに登壇願ひます。

8番（赤塚英一君） それでは、ただいまの決議に対しまして反対の立場から討論をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

このアワビの養殖事業が始まった当時ですけれども、非常に磯場も大変な状況。藻場が消滅とまでいかないうちでも砂で埋まって、磯場の漁業が非常に大変な状況になっていた当時のことを思い出しまして、反対討論とさせていただきます。アワビの陸上養殖事業は、これまで8年ほど実証実験として実施してきましたが、現在の状況になるまでは山形県の放流事業の延長線上の飼育環境、方法での小規模での実証実験でした。2016年に大船渡市にある養殖事業の先進事例として実績のある北日本水産に訪問し、つながりができたことで、当時の担当職員がその後何度も足を運び、陸上養殖のノウハウを学び、現在の養殖状況の基礎をつくり上げました。その後も何度もトライ・アンド・エラーを繰り返して、その後特産品フェアなどで町民の皆様にも食の機会を持ってもらい、さらに県内業者からはアヒージョの試作品、また近隣の飲食店などからも多くの引き合いの問合せがあったと聞いております。また、さきの予算審査特別委員会でも、副町長からはもう少し猶予との発言があり、昨年のふるさと納税の返礼品でも高評価をいただいていたと思っております。そのような中、狙い撃ちのようにこのアワビ養殖事業に関しての町民の多くが批判しているような言い回しと思われる付帯決議を議決するような行為は、新しい産業や特産品を開発しようとす

る運気を萎縮させかねないと思います。今、磯場が非常に壊滅的な状況になっております。私個人としては、このアワビをぜひ成功させていただいて、その後岩ガキの養殖、そして遊佐町の特産品の一つである岩ガキをさらに復活させたいと願っております。町内の漁業の振興と町内産業の未来のため、また漁獲高が著しく減少した岩ガキへの陸上養殖への道を開くためにも、必要以上に縛りをつけるような決議に対して反対することにご賛同いただけるよう、議員各位の賢明な判断を心よりお願いし、反対の立場から討論といたします。よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） それでは次に、賛成の討論を許可いたします。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 賛成の経緯について述べさせていただきます。

付帯決議については、議会の意思を対外的に表明するために行われる議会と理解をしております。私は、このアワビの養殖実証事業に対して決して反対をしているものではございません。しかしながら、我々議員は町税の使い方には責任を持たなければならないと考えております。先ほども申し上げたように期間を明確にして実証実験をするべきではないか、このような観点から、また我々議員がどのようにこの実証実験について考えているのかということについて、この場において討議をし、対外的に実証実験についての付帯決議を賛成をしていただけるように賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

議長（土門治明君） 続いて、反対の討論を許可いたします。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 付帯決議に対して反対の立場から討論させていただきます。

さきにごさしましたアワビの養殖の事業についての「町民の理解が得られるような事業の期限と、成果目標を明確にすること」や、「町民目線で事業の今後の在り方を明確にし、必要な措置を講ずること」という文言に対してでございますが、私はアワビの養殖に対して職員の皆様が日々どんな思いで取り組んでいるかを私なりに知っているつもりでございます。また、成功する秘訣は諦めないことだということも知っております。また、確かな結果をこれから残せるかどうかは未来未知数ですが、あるとき遠く離れた私の子供から「ふるさと納税、アワビしたよ」と連絡が来て、私はインターネットでふるさと納税にアワビが上がっていることを知らない自分を恥じました。そういうアワビをふるさと納税にして、またそれを食べた感想を聞いたときに、私はその日の疲れが一気に取れたことを思い出します。

個人的に申しますと、町税を使ってお仕事させていただいていると思ったときに、それでは私の仕事はこれでいいのかなと、私はまだもっと頑張れるのかなと、日々自分を律しながら仕事しております。また、先ほど副町長がおっしゃったもう一度チャンスをいただけませんかという誠実な思いに、私は今回はこの予算には賛成させていただこうと決意いたしました。皆さんそれぞれの思いがありますし、それぞれの考え方がございますし、これをこの議会で真剣に議論し合っているということは私は崇高なことだと思います。拙い説明でございますが、私は今回はこの予算に賛成させていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

これより発議第1号 議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議についての件を採決

いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第8号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第9号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第10号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第11号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第12号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 令和5年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第13号 令和5年度遊佐町水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決に入ります。

日程第23、議第34号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） まず最初に、2点お尋ねしたいと思います。

実際のところ、この計画は鏡よりも別紙の部分が重要になってくると思うのですけれども、そのことでお聞きします。今回書換えということで、細かく見るとかなりの箇所数が修正されようとしております。それで、まずお聞きしたいのが、1点目、その別紙のところにいわゆる記載がないことによる不利益というのが町にどのようにあるのか、あるいはないのかということです。それに関係するのですけれども、今回いろんな箇所が書換え予定でありますけれども、今の年度末のタイミングでまとめて書換えをしなくては駄目なのか、あるいは書換える必要が生じたときに書換えということでも足りるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。もちろん固めてまとめて書換えすれば、それは確かに煩雑さはないというのは分かっています。そういうことではなくて、その都度書換えすることではそもそもできないのか。できるけれども、たまたま今回やっていないのか。法的拘束力、町に不利益があるのか。書き込まないことによって何か不利益が起きるのかということ、それからその都度の必要に応じてその箇所を修正するというやり方では駄目なのかどうか、その2点をお尋ねいたします。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

まず、1つ目でございますけれども、遊佐町過疎地域持続的発展計画、今回一部変更についてということで上程させていただきましたが、こちらのほうのこれに書き込まない場合の不利益と、そういったものはないのかというお尋ねだと思います。こちらにつきましては、やはり過疎対策事業債を充てる事業、こういったものを網羅的に記載をしておかないとということでもありますけれども、過疎対策事業債を充当したい、過疎関連交付金などの必要に応じた財政上の支援措置を受けるためには、こちらのほうに書き込む必要があるといったことで認識をいたしてございます。

あと、その都度の変更では駄目なのかといったようなお話だったかと思っておりますけれども、その部分につきまして私もちょっと正確に認識しておりませんので、申し訳ないのですが、例年町の振興計画と申しましょうか、実施計画、そういったものの修正等もありましたし、それに合わせて過疎のこちらの計画のほうも見直してきているということでもありますので、時期的には例年今の時期になっているというふうな認識をしております。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 例年、去年も今の時期同じような案件を扱いましたので、現実的には年度末、区切りのいい時期、次の年度の計画が出そろったときに書き換えるということは、それは理解いたしました。

別紙のちょっと奥のほうなのですけれども、皆さん見ていただければと思うのですけれども、23ページ、1か所というか、一まとまりの修正箇所があります。これ恐らく新規なのか。ちょっと読みますと、加工施設ということで、「貸工房整備事業。空き校舎の調理室等を改築して、6次産業化の加工施設等で活用できる貸工房を整備し、特産品開発や地場産業の振興を図る」ということで、これは遊佐町でやりますというふうに赤くなっております。それで、このことはさらっと書いてあるのですけれども、よくよく考えると空き校舎の調理室等というのは、具体的に考えられるのが藤崎小学校の調理室なのかなというふうにもまず1つ考えられます。そうしたときに藤崎小学校の有り様については、先般高橋冠治議員が一般質問し

たときに、社会福祉協議会の行き先はそもそもどうなっているのですかという話といやが応でもリンクしてくる話だと思うのです。私は、そのとき一般質問のやり取りを聞いていて、確かに当局から説明は、特に副町長から説明はあったのですけれども、私としてはすとんと胸に落ちるものではなかった。私としてはですよ。というふうに認識しております。そうした中で、仮にこの、仮にですよ。この赤字のとおり実行されて藤崎小学校の調理室が貸し工房になってしまったという、あるいはその周辺も含めて貸し工房附帯施設になってしまった場合、後々社会福祉協議会入れるのかなという、入れなくなってしまうのではないかなという疑問があるのです。要はこれで既成事実になってしまっはまずいのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺はどういうふうに捉えたらいいものですか。これは、そこまで深読みする必要はないのか、取りあえず書いておいたという程度なのか。ただ、町長がよくおっしゃるのは、あるとき議会在賛成したからってよくフレーズに出るのです。ですので、ひょっとしたらこれも後々そういうふうに言われるのかなというふうに思ったものですから、お尋ねをいたします。

議 長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

この修正案といいましょうか、赤字のところは今回加工施設のところは追加をしたいというものになってございますけれども、やはりこちらに関しましては、先ほども少しお話しさせていただきましたとおり、将来的にそういった計画を今持っているということでございますので、ここに書き込んだものが全てそのままといいましょうか、それ必ずやれるというものでもないのかなと。毎年見直し等も入っておりますので、情勢いかなによってはこういった部分がまた変わってくることもあるのかなというふうに私個人としては認識しております。

以上です。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。最後です。

5 番（齋藤 武君） 当然これ内部で課長会議等で了解得て出される話でありますから、先ほど私ちょっと取りあえずと言ってしまったのですけれども、やっぱり取りあえずで済むのかなという、本来的にですよ。というところあると思うのです。ですので、やはりそこら辺はちょっと私としては分からない部分があるなというのが今のところ感想であります。ただ、これに関しては、この別紙に関しては、今たまたま23ページをお示ししましたけれども、それ以外の箇所、当然必要な事項がいろいろ修正されております。ですので、その分についてはしっかりやっていただくということでありますけれども、果たして23ページはということがありますので、ちょっとコメントで申し上げて、質疑終わります。

議 長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議第35号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第37号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第37号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）。本案につきましては、第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業に要する費用に不足が見込まれるため補正するものであり、歳入歳出予算の総額に1,200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を102億1,300万円とするものであります。歳入につきましては、総額1,200万円の増額で、全額財政調整基金繰入金であります。一方、これに対応する歳出につきましては、総額1,200万円の増額で、全額第二次キャッシュレス決済促進支援事業に対応するものであります。

以上、補正予算案件1件についてご説明申し上げました。よろしく議決くださいますようお願い申し上げます。

げます。

議長（土門治明君） お諮りします。

補正予算の審議につきましては、追加議案でございますので、補正予算審査特別委員会を構成しないで本会議において審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

直ちに質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 今回もまたキャッシュレス、ペイペイの追加予算ということでございます。なかなか町内も町外からペイペイを使って来られて、いつも私が寄る大阪屋さんにもいつも来ているようで、大変盛況のようでございますので、こういうふうになり不足するというのは想像できていたのでもございますけれども、ただどうしてもペイペイを使う商店なり、いわゆる業種も限られるというか、偏りがあるようですし、使う方にも偏りがあるようです。私の妻も、商品券頂ければいつも行くお店で使えるのになどというようなことで、経済の発展のために、町内の経済効用のために使われる一般財源からの予算でありますので、いわゆる商品券というような選択肢はなかったのでしょうか。それだけお聞きしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

今の質問は、商品券の選択はなかったのかというようなことでございました。町のキャッシュレス決済促進事業ということで11月実施させていただいたわけでもございますけれども、この促進事業については、町内のまずキャッシュレス決済の促進と、中小企業者を中心とした地域経済の支援をまず主な目的とさせていただいております。スマホを使ってのそういった行為ということで、高齢者並びにスマホを持ち得ない人には使用が厳しいとも思います。ただ、町のほうでは、高齢者のいる世帯には商品券を配布するなど、これまでも生活支援の施策も展開してまいりました。対象店舗からは、利用者の大半が高齢者という声もお聞きしておられるような状況もございます。並びにこの事業を行う際は、ペイペイ側の事業者側の協力も得て、一定まずこの事業を推進するためのスマホを使ってのこういった操作研修会も開催させていただいております。その参加の状況の人数ですけれども、今回はまず38名という方から参加をいただきまして、その年齢層というか、見た目になるわけでもございますけれども、まず高齢の方が大半でございました。やはり町内のキャッシュレス決済の促進を図ることで、高齢者のスマホ所有にもつながっているのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） スマホの使い方も講習しているので、恩恵は広くできるというような答弁だったと思います。ただ、私は一般財源のほうからの支出になるということで、いわゆるもっと広く商品券を使

った町民への還元というものの選択肢はなかったのかというような質問をしたつもりでございました。ということで、私は今回は少し考えさせていただくということで、次の質問者に移りたいと思います。どうぞ。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 補正の中でも私が質疑したのですが、11月の補正で九百何十万円とか金額補正になりました。たしかその前も目標には至らなかったということであります。補正のときにも、この3月議会は果たして予算で間に合うのかという話をさせていただきました。なぜかという、近隣市町村ではやっていないということであります。物入りの時期なので、集中するのではないかと。町長も、先ほどいろんなところから学生の制服含めいろいろ来ているということをおっしゃっておいりました。ただ、今9番議員も言ったように、昨日もペイペイで私焼き鳥を買いに行きまして、そしたらその店主が、いやいや、使えない人がいつも来て、いろいろしゃべられるんですけど、何とかならないかということで、ではあしたしゃべってみるということで、今日今話しているわけであります。当然高齢者は使えません。これが11月、その前もそうなのですが、この対策の国の予算の中でやるというのはまだしも、今一般財源を通してやるということになれば、町民への公正さが必要かなというふうに私は補正のときから言っておりました。なので、外貨獲得するのだという話もあります。それもそれでいいのです。ただ、使えない人からいったら、やるたびに何かしっくりこないなという話を私もいろんな人もされているということであります。町の予算を使うというのは、公平を期するというのが一つのやはり決まりなのかなというふうに思っております。その点、今スマホを持っていない方は使用できないということなので、せつかくの町の予算を使えないというのは悲しいものかなというふうに思っております。まずは、今は町の財源でやるとして、これからは多分国のそれらの予算はつかないと思っておりますので、ペイペイの20%還元、この事業というのは今回が最後なのかなというふうに私は思っておりますが、まず多分最後だか、それは誰が判断するのかといえば、町長、どうです。これが最後という形で、我々はそういう気持ちで伺っているのでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 1月の臨時会で議決していただいた予算の内容につきましては、もう既に議会がご存じのとおり、国の基金バックをそのまま、コロナ交付金使いながら、プラス一般財源を使用してという形で1月の臨時会に提案しました。3月末までという日にちの中で不足する見込みがあるということで、今回は補正をさせていただいたということでございます。このコロナ交付金、果たしてどのような体制になるのかは、新年度政府がどのような施策を打ち出すかまだ想定していません。想定できません。ただ、ウィズコロナという時代が来ますので、果たして商品券と逆に人を集めてもらって交換してというのがいいのかどうかも含めて今後の検討課題だと思っております。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、今後の検討課題ということは、ひょっとしたらやるかもしれないというような意味を含めての検討課題だというふうに捉えました。まずは、何てことないのです。やっぱり高齢者も使えるような、そんな制度を逆につくっていただければ公平性が担保できるということなので、私今

の予算に反対する気持ちはありません。ただ、こういうことがあるならば、アフターフォローとして町で考えていただければありがたいなという意味で私は発言させていただいております。なので、まずは今回は当然私も足りないのではないかなというふうに思っていました。おかげで商売をやっている人方はありがたいというふうに言っております。でも、かなりの町外者が来ているということも事実だというふうに言っております。まずは、町外の人も大事かもしれませんが、町にいる人をしっかりアフターフォローできるような、これから予算手だても来年度補正になるかならないか分かりませんが、その辺は加味しながら予算執行をしていただきたいと、そんなふうに思ひまして、私の質問は終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 1点、予測の精度についてお伺いいたします。

今ありましたとおり、時期的に3月、年度末の物入りで、しかも遊佐町だけがやる可能性が高いという中において、買物客が集中する、そのこと自体決して悪いことではないのですが、結果として予算が途中で足りなくなることが予測できなかったのかどうかというところが1つやっぱり論点になってくると思うのです。当然100%はないにせよ、やはり予測の精度を高めるというのは行政の仕事ですし、もちろんこういうことがあるということで、チラシには途中でやめることがありますと案内しているのは承知はしているのです。ただ、やっぱりその事業に参加している特に商店の人ですよね。混乱が生じかねないので、やはりそこはやるからには精度を高めてやるというのは当然重要なことだろうというふうに思います。そこら辺をどういうふうに考えたのか、今回に当たって。失敗したというのであれば、やっぱりそれおっしゃってもらっていたほうがいいたろうし、だとすれば何を学んで、今後同じような制度があるかどうか別にしても、様々な面で行政の精度を高めていくというの大事だと思いますので、そこは共通する課題だと思いますので、そこに絞って答弁をお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 前回のキャッシュレス決済が11月で、やっぱり11月の需要という形でいくと、なかなか予算を余してしまったというのですか、全部使い切れなかったということで、議会からも何で使えなかったのだというお叱りをいただいたものだと思いますが、3月、車のタイヤ取っ替えたり、子供は学校入ったりで、やっぱりこの地域内の流通、そしてよそからの人の流入という形でいくと、最初は11月このぐらいだったから3月このぐらいでいけるのではないのというあれが、全くそれ以上にプラスになったということで理解をお願いしたいと思います。最初の想定は、こんなにまさか順調というのでしょうか、いっぱい来ていただけるということは想定できなかった。前回よりももっと多いという形であります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第37号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議及び採決を行います。

日程第26、議第36号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） 私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第36号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員、佐藤克昭氏が令和5年3月31日で任期満了になるため、引き続き遊佐町固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後5時07分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後5時13分）

議長（土門治明君） 日程第26、議第36号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第564回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後5時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年3月16日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 斎 藤 弥 志 夫

遊佐町議会議員 本 間 知 広